

令和9（2027）年度

園生活の手引き

認定こども園

四條畷学園大学附属幼稚園



20260826

学校法人 四條畷学園

内容

はじめに	4
第1章 園の概要.....	5
1 運営主体（事業者の概要）	5
2 園の概要	5
3 利用定員	6
第2章 施設の概要	7
1 施設全体の概要	7
第3章 教育・保育の提供.....	8
1 教育・保育	8
2 預かり保育・延長保育	8
第4章 給食.....	9
1 給食の提供	9
2 食物アレルギーへの対応	9
第5章 8月の保育	10
1 8月の保育について	10
2 夏期保育について	10
3 通常保育日以外の預かり保育	11
第6章 教職員体制	12
1 ゆとりある教職員配置	12
2 教職員の連携	12
第7章 勤務体制・勤務時間	13
1 教職員の勤務体制	13
第8章 認定区分ごとの利用日・時間	14
1 1号認定	14
2 2号認定	14
3 新2号・新3号認定	15
第9章 費用.....	16
1 入園時・進級時に必要な費用	16
2 教育充実費	16
3 1号認定の預かり保育料	17
新2号・新3号認定の無償化・助成	17
4 2号認定（保育短時間）の延長保育料	18

5 その他の実費負担	18
6 閉園時刻を超えた場合	19
第10章 支払方法.....	20
1 口座振替	20
第11章 利用の開始・終了.....	20
1 利用の申込み	20
2 入園の決定	21
3 利用の終了	21
第12章 健康診断.....	22
1 定期健康診断.....	22
2 2歳児の健康管理	22
第13章 学校医・嘱託医	23
第14章 子ども同士の関わりへの取組	23
第15章 相談・要望・苦情窓口	24
相談・要望・苦情への対応	24
第16章 保険.....	24
1 損害賠償責任保険	24
2 災害共済給付制度	25
3 2歳児クラスの保険	25
第17章 災害備蓄.....	26
第18章 緊急時の対応.....	26
第19章 非常災害対策.....	27
園外への避難が必要となった場合	27
第20章 気象警報等発令時の対応	28
1 対象地域・判断時点	28
2 特別警報・暴風警報・暴風雪警報.....	28
3 警戒レベル付き防災気象情報・避難情報.....	28
4 交通機関が運休した場合	29
5 地震が発生した場合.....	29
6 感染症が発生した場合	29
第21章 送迎.....	30
1 集団登降園	30
2 徒歩・自転車による登降園.....	30
3 マイカーによる登降園	30
第22章 園とご家庭との連絡方法	32

第23章 個人情報の取扱い	32
1 個人情報の利用	32
2 行政機関への情報提供	32
第24章 写真・動画の取扱い	33
1 コドモンによる写真共有・販売	33
2 プロカメラマンによる写真撮影・販売	33
3 動画の提供	33
4 保護者が撮影した写真・動画の取扱い	34
第25章 園へのご意見・ご要望	35
第26章 主な年間行事	36
第27章 地域貢献	37
1 遊ぼう会（園庭開放）	37
2 つどいの広場.....	37
3 おやこ食堂（こども食堂）	37
4 こども誰でも通園制度.....	37
第28章 付加的な教育・保育の提供	38
1 正課として実施するもの	38
2 課外活動.....	38
第29章 見守りカメラの設置	39
1 設置目的.....	39
2 運用	39

はじめに

GUIDE TO KINDERGARTEN LIFE

毎日の園生活を、安心して過ごしていただくために。

子どもたちにとって、幼稚園で過ごす毎日は、
たくさんの出会いと発見の連続です。

友だちと遊ぶこと。
先生と話すこと。
体を動かすこと。
自分で考えること。
そして、できなかったことに挑戦すること。

そうした一つひとつの経験を重ねながら、
子どもたちは毎日、少しずつ成長していきます。

園生活を、ひとつの冊子に。

この「園生活の手引き」には、保育時間、給食、送迎、預かり保育、年間行事、健康・安全管理、各種費用など、園生活に必要な情報をまとめています。

入園時に一度読むだけの冊子ではありません。

「これは、どうだったかな。」
園生活の中で気になることがあったときに、
いつでも手に取って確認していただける。

そんな「園生活のガイドブック」として、ご活用ください。

ご家庭と幼稚園が必要な情報を共有し、
ともに子どもたちの成長を見守っていただければと考えています。

本冊子について

本冊子は、認定こども園 四條畷学園大学附属幼稚園の「重要事項説明書」を兼ねています。

この冊子でわかること

LIFE 園生活・保育時間 一日の過ごし方、保育時間、預かり保育、夏期保育など	HEALTH 給食・健康 給食、食物アレルギー、健康診断、看護・保健に関すること
ACCESS 送迎・連絡 登降園、送迎方法、園とご家庭との連絡方法	SAFETY 安全・費用 安全管理、緊急時の対応、各種費用、保険など

第1章 園の概要

1 運営主体（事業者の概要）

項 目	内 容
事業者の名称	学校法人 四條畷学園
所在地	大阪府大東市学園町 6 番 45 号
設立年月日	昭和 26（1951）年 3 月 27 日
設 立	大正 15（1926）年 3 月 「四條畷高等女学校」設置認可
連絡先	TEL：072-876-1321/Mail： kohou@shijonawate-gakuen.ac.jp
代表者	理事長 小谷 明
系列校	保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学

2 園の概要

項 目	内 容
種 別	幼稚園型認定こども園
名 称	認定こども園 四條畷学園大学附属幼稚園
所在地	大阪府大東市学園町 6 番 45 号
連絡先	TEL：072-876-2420/Mail： info@kg.shijonawate-gakuen.ac.jp
園 長	長谷 秀揮
開設年月日	昭和 16（1941）年 4 月 1 日

3 利用定員

区 分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	25人	84人	87人	88人	284人
2号認定	—	16人	17人	17人	50人
計	25人	100人	104人	105人	334人

※満3歳児は、誕生月の翌月から入園します。

※満3歳児には、年度の途中で満3歳となる2歳児を含みます。

認定区分について

区 分	対象・考え方	主な利用
1号認定	教育標準時間で幼稚園を利用する子ども	幼稚園での教育を中心に利用します。必要に応じて、早朝や教育時間終了後の預かり保育を利用できます。
2号認定	保護者の就労等により保育を必要とする子ども	幼稚園での教育に加え、認定された保育必要量に応じて保育を利用します。

預かり保育の無償化に関する認定

区 分	対象・考え方	主な内容
新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスまでの1号認定の子どものうち、保護者の就労等により「保育の必要性」が認められた場合	預かり保育の利用料が、国の定める範囲で無償化の対象となります。
新3号認定	満3歳になった日から最初の3月31日までの1号認定の子どものうち、保護者の就労等により「保育の必要性」が認められ、かつ住民税非課税世帯に該当する場合	預かり保育の利用料が、国の定める範囲で無償化の対象となります。

第2章 施設の概要

1 施設全体の概要

子どもたちが毎日を安心して過ごせるよう、ゆとりある保育室や遊戯室、園庭、保健室、預かり保育室など、教育・保育に必要な環境を整えています。

設 備	室 数	面 積	備 考
保育室	13 室	967.87 m ²	平均 74.45 m ²
保育室〔別棟〕	1 室	63.57 m ²	トイレを含む
遊戯室（ステージ含む）	1 室	272.88 m ²	
職員室	1 室	99.79 m ²	
保健室	1 室	15.39 m ²	
トイレ	8 箇所	170.06 m ²	園児用：1 階 2 箇所、2 階 2 箇所
課外教室	2 室	125.70 m ²	
預かり保育室	3 室	253.44 m ²	3 室連結可能
園長室	1 室	17.21 m ²	
事務室〔受付〕	1 室	9.97 m ²	

安心して過ごせる環境を

日々の教育・保育だけでなく、健康管理、預かり保育、課外活動など、それぞれの場面に応じたスペースを設けています。

第3章 教育・保育の提供

1 教育・保育

本園では、認定区分や保育必要量に応じて、幼児期に必要な教育・保育を提供します。

子どもたち一人ひとりの成長や発達を大切にしながら、園でのさまざまな活動や生活を通して、心身の健やかな成長を支えます。

2 預かり保育・延長保育

保護者の就労等により、通常の教育・保育時間を超えて保育が必要な場合には、認定区分に応じて預かり保育または延長保育を実施します。



区 分	内 容
1号認定	教育時間の前後や長期休業期間等に、預かり保育を利用できます。
2号認定 [保育標準時間]	7:30～18:30 の範囲で保育を利用できます。
2号認定 [保育短時間]	9:00～17:00 を基本とし、その前後は延長保育を利用できます。

※新2号・新3号認定の対象要件や無償化の範囲については、「認定区分について」のページをご確認ください。

※利用時間、利用料、長期休業期間中の取扱い等については、各該当ページをご確認ください。

第4章 給食

1 給食の提供

本園では、学校法人 四條畷学園内の給食設備で調理した給食を、園に搬入して提供しています。

項 目	内 容
提供日	月曜日～土曜日
調理委託先	株式会社 東テストィパル
主な委託内容	献立作成、食材調達、調理、アレルギー対応、衛生管理（HACCP）等
給食の考え方	安全性を最優先とし、原則として全園児に共通の給食を提供します。

※行事等により、お弁当を持参していただく日があります。（年間数回）

2 食物アレルギーへの対応

本園では、子どもたちが安心して給食を食べられることを最優先に、食物アレルギーに組織的に対応しています。

項 目	対 応
基本方針	原則として、全園児に共通の給食を提供します。
使用食材	原因となりやすい特定原材料8品目を含む食材は、給食に使用しません。
アレルギーの申告	医師が記入した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。
個別対応	アレルギーの内容や重症度に応じて、給食または弁当持参による対応を行います。
園内体制	食物アレルギー対応委員会を中心に、関係する教職員で情報を共有し、安全管理を行います。

安全を最優先に

重度の食物アレルギーなど、共通給食による安全な提供が難しい場合には、医師の診断や園の安全管理体制を踏まえ、保護者と相談のうえ対応方法を決定します。

※食物アレルギー対応の詳細は、「園児が安心して食事を楽しむための 食物アレルギー対応方針」をご確認ください。冊子は、幼稚園 WEB サイトに掲載しているほか、幼稚園でも配布しています。

第5章 8月の保育

1 8月の保育について

本園では、夏休み期間中にも教育・保育を実施しています。

8月は、夏休み期間中の「夏期保育」に加え、2学期の始業日を8月下旬に設定しているため、8月には約14日程度の保育日があります。

通常の保育日と同様に、給食の提供、預かり保育、送迎を行います。

項 目	内 容
8月の保育日数	約14日程度
夏期保育（通常保育）	夏休み期間中に約10日実施
2学期始業	8月下旬から通常保育を開始
教育時間	9:00～14:00
早朝預かり保育	7:30～9:00
預かり保育	14:00～18:30
給食・おやつ	提供します
送 迎	実施します

2 夏期保育について

夏期保育は、通常の教育・保育の一環として実施します。

全学年・全園児を対象に実施します。

やむを得ず欠席する場合は、通常の保育日と同様に園へご連絡ください。

※実施日数や日程は年度により変更する場合があります。

※令和9（2027）年度の具体的な日程は、年間行事予定等でお知らせします。

3 通常保育日以外の預かり保育

8月の通常保育日以外についても、日曜日・祝日・その他の休園日を除き、7:30～18:30まで預かり保育を実施します。

通常保育日以外の預かり保育についても、給食・おやつを提供します。

また、預かり保育の利用定員は設けていません。

区 分	利用時間	給食・おやつ	定 員
通常保育日	7:30～18:30	提供	定員なし
通常保育日以外	7:30～18:30	提供	定員なし
利用できない日	日曜日・祝日・その他の休園日	—	—



7:30～18:30 預かり保育	MEAL 給食・おやつ提供	CAPACITY 利用定員なし
---------------------	------------------	--------------------

第6章 教職員体制

1 ゆとりある教職員配置

本園では、法令等で求められる配置基準を満たすことにとどまらず、園児一人ひとりに丁寧に関わることができるよう、ゆとりある教職員配置に努めています。

担任だけでなく、副担任、フリー、保育補助、こども支援担当、預かり保育担当、看護師、栄養士、事務職員など、さまざまな役割の職員が連携して園生活を支えています。

主な職種	主な役割
園長・副園長・教頭等	園の運営、教育・保育、安全管理等を統括します。
学年担任・副担任	各学年・クラスの教育・保育を担当します。
フリー・保育補助	クラスや園児の状況に応じて教育・保育を支援します。
こども支援担当	配慮や支援を必要とする園児の園生活を支えます。
預かり保育担当	早朝預かり保育、教育時間終了後、長期休業期間中の預かり保育を担当します。
看護師	園児の健康管理、けがや体調不良時の対応、保健に関する支援を行います。
栄養士	給食や食育、栄養・食物アレルギーに関する業務を支援します。
事務職員	各種手続きや受付など、園運営に関する事務を担当します。

2 教職員の連携

園児一人ひとりが安心して園生活を送れるよう、それぞれの職員が役割に応じて情報を共有し、連携して教育・保育にあたります。

担任だけで抱え込むのではなく、複数の職員で子どもたちを見守り、必要に応じて看護師や栄養士等とも連携しながら、園児の成長を支えます。

※教職員の配置人数や勤務体制は、年度により変更する場合があります。

第7章 勤務体制・勤務時間

1 教職員の勤務体制

本園では、教育時間、早朝預かり保育、預かり保育など、それぞれの時間帯に必要な教職員を配置し、園児が安心して過ごせる体制を整えています。

教職員は、職種や担当業務に応じて勤務時間が異なり、ローテーションやシフト勤務により園の運営にあたります。

主な職種	主な勤務時間・体制
園長・副園長・教頭等	原則 月～金曜日 8:30～17:00
学年担任	原則 月～金曜日 8:30～17:00
学年副担任	8:30～17:00 の勤務と、教育時間を中心とした勤務があります。
フリー	原則 月～金曜日 8:30～17:00
こども支援担当	担当業務に応じて勤務
預かり保育担当	月～土曜日 7:30～18:30 の時間帯でシフト勤務
看護師	原則 月～金曜日 8:30～16:30
栄養士	原則 月～金曜日 9:00～14:00
事務職員	原則 月～金曜日 8:30～17:00

第8章 認定区分ごとの利用日・時間

1 1号認定

1号認定の教育時間は、平日 9:00～14:00 です。教育時間の前後や土曜日、長期休業期間中には、預かり保育を利用できます。

区 分	曜日・期間	利用時間
教育時間	月～金曜日	9:00～14:00
早朝預かり保育	月～金曜日	7:30～9:00
預かり保育	月～金曜日	14:00～18:30
午前保育日の預かり保育	該当日	教育時間終了後～18:30
終日の預かり保育	土曜日、行事等の振替休日、長期休業期間中等	7:30～18:30

※午前保育日および終日の預かり保育では、給食・おやつを提供します。

2 2号認定

2号認定は、保育必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

項 目	保育標準時間	保育短時間
利用できる曜日	月～土曜日	月～土曜日
基本の利用時間	7:30～18:30	9:00～17:00
追加費用なしで利用できる最大時間	7:30～18:30	9:00～17:00
教育時間	9:00～14:00	9:00～14:00
朝の延長保育	—	7:30～9:00
夕方の延長保育	—	17:00～18:30

3 新2号・新3号認定

新2号・新3号認定は、1号認定の子どもが預かり保育を利用する際の無償化・助成に関する認定です。

新2号・新3号認定を受けても、利用できる教育時間や預かり保育の時間帯は1号認定と同じです。認定を受けることにより、預かり保育料の一部または全部が、居住する市町村の制度により無償化・助成の対象となる場合があります。

※新3号認定は制度上、満3歳になった日から対象となりますが、本園における取扱いは満3歳となった日の属する月の翌月1日から開始します。

項 目	新2号認定	新3号認定
対 象	3歳児クラス～5歳児クラスの1号認定児	満3歳になった日から最初の3月31日までの1号認定児 〔本園での取扱い〕 満3歳となった日の属する月の翌月1日
主な要件	保護者の就労等により「保育の必要性」が認められること	「保育の必要性」が認められ、かつ住民税非課税世帯であること
利用できる時間	1号認定と同じ	1号認定と同じ
預かり保育料	居住する市町村の制度により、一部または全部が無償化・助成の対象となる場合があります。	居住する市町村の制度により、一部または全部が無償化・助成の対象となる場合があります。

※国の無償化制度に加え、市町村独自の助成制度が設けられている場合があります。対象となる費用、助成額、自己負担の有無等は、居住する市町村によって異なります。

※認定の申請は幼稚園を通じて行います。申請方法や必要書類については、幼稚園までお問い合わせください。

第9章 費用

入園時納付金は令和9（2027）年度の金額です。その他の園が定める費用は令和8（2026）年度のコ額を基準としており、令和9（2027）年度は変更する場合があります。なお、法令・制度により定められる金額については、令和9（2027）年度に適用される金額を記載しています。

1 入園時・進級時に必要な費用

本園では、入園時の初期負担を軽減するため、施設設備費を在園期間に応じて分割して納付いただく制度としています。入園関係費の総額は、卒園まで在園した場合で106,000円です。入園する年齢により、入園時に納付いただく金額が異なります。

入園時期	入園時納付金	進級時	卒園まで在園した場合の総額
2歳児	46,000円	毎年20,000円	106,000円
3歳児	66,000円	毎年20,000円	106,000円
4歳児	86,000円	毎年20,000円	106,000円

※入園時納付金には、検定料・登録料6,000円、入園受入準備費40,000円、および入園時までに納付する施設設備費を含みます。

※進級時には、施設設備費として20,000円を納付いただきます。

※途中退園・転園の場合、その後の進級時施設設備費は納付対象となりません。

2 教育充実費

本園では、基準を上回る教職員配置や、教育・保育内容の充実のため、教育充実費をお願いしています。

項目	内容	金額
教育充実費	教職員配置、設定保育等、教育・保育水準の維持・向上に充当	月額10,000円

※教育充実費は、年間を通じた教育・保育体制の維持・充実に充てています。

※8月についても、夏期保育および2学期の保育を実施しているため、全園児から教育充実費をいただきます。

3 1号認定の預かり保育料

1号認定の園児が、教育時間の前後や土曜日、行事等の振替休日、長期休業期間中などに預かり保育を利用する場合は、利用時間に応じて預かり保育料が必要です。

区 分	利用時間	利用料
早朝預かり保育	7:30～9:00	200 円／回
預かり保育	教育時間終了～15:30	300 円／回
	～16:30	450 円／回
	～17:30	700 円／回
	～18:30	900 円／回
終日の預かり保育	9:00～14:00	1,050 円／回
午前保育日の預かり保育	午前保育終了～14:00	850 円／回

※終日の預かり保育および午前保育日の預かり保育では、給食・おやつを提供します。

※終日の預かり保育で 7:30～9:00 または 14:00 以降を利用する場合は、それぞれ早朝預かり保育料・預かり保育料が加算されます。午前保育日の 14:00 以降についても同様です。

新2号・新3号認定の無償化・助成

新2号・新3号認定を受けている場合、預かり保育料は、国の無償化制度や居住する市町村の助成制度の対象となります。国の無償化制度では、月内の預かり保育利用日数×490 円と、実際に支払った預かり保育料を比較し、少ない方の額が次の月額上限の範囲内で無償化されます。

認定区分	国の月額上限
新2号認定	12,300 円／月
新3号認定	17,700 円／月

※令和8（2026）年10月1日から国の制度が改正され、預かり保育に係る施設等利用費の上限額が引き上げられています。本冊子では、令和9（2027）年度に適用される改正後の金額を記載しています。

※新3号認定の月額上限 17,700 円は、満3歳になった日から最初の3月31日までの住民税非課税世帯

の子どもが対象です。

※本園の 16:30 までの預かり保育料は 450 円／回です。国制度の 1 日当たりの算定基準額は 490 円です。

※市町村独自の助成制度により、国の無償化額を超えて助成される場合があります。実際の助成額や自己負担額は、居住する市町村によって異なります。

※預かり保育から課外教室に参加し、その後幼稚園に戻らない場合は、課外教室の開始時刻を預かり保育の終了時刻として取り扱います。

4 2号認定（保育短時間）の延長保育料

2号認定のうち保育短時間認定の園児が、基本の利用時間である 9:00～17:00 を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が必要です。

区 分	利用時間	利用料
朝の延長保育	7:30～9:00	200 円／回
夕方の延長保育	17:00～18:00	300 円／回
	17:00～18:30	600 円／回

※月額上限は 6,000 円です。朝と夕方の両方を利用した場合は、それぞれの利用料を合算します。

5 その他の実費負担

教育・保育の提供にあたり、次の費用を実費としてご負担いただきます。

項 目	内 容	金 額
給食費 [1号認定]	食事の提供に要する費用	月額 6,487 円
給食費 [2号認定]	食事の提供に要する費用	月額 8,865 円
学年費	教材費、絵本代、遠足代、園外活動費、行事費、健康診断、災害備蓄品等	学年により異なります
保険料	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	年額 200 円
送迎協力費	公共交通機関による集団登降園を利用する場合	往復 月額 1,000 円 片道 月額 500 円

項 目	内 容	金 額
システム利用料	Brain・コドモン	月額 200 円
IC カード	登降園等に使用	1 枚 450 円
PTA 会費	PTA 活動に要する費用	年額 4,800 円／家庭

学年費の目安は次のとおりです。

学 年	目安額
2 歳児	約 10,000 円
3 歳児	約 26,000 円
4 歳児	約 27,000 円
5 歳児	約 40,000 円

※5 歳児は卒園アルバム代を含みます。

※公共交通機関の定期券は各自で購入していただきます。

※IC カードの価格は、仕入価格等により変更する場合があります。

6 閉園時刻を超えた場合

本園の閉園時刻は 18:30 です。原則として、閉園時刻までに降園していただきます。

交通機関の遅延その他の事情にかかわらず、18:30 を過ぎて降園となった場合は、認定区分にかかわらず、次の費用をご負担いただきます。

時間	費用
18:30 以降	500 円／10 分

※この費用は、閉園時刻後の園児の安全確保および職員の時間外対応に要する人件費等としてご負担いただくものです。

第10章 支払方法

1 口座振替

保育料等の各種費用は、原則として届出いただいた口座からの自動振替によりお支払いいただきます。

現金によるお支払いは取り扱っていません。

預かり保育料・延長保育料については、1か月分を翌月分の費用とあわせて振替します。

項 目	内 容
対象金融機関	りそな銀行・関西みらい銀行
振替日	毎月 26 日
振替日が休日の場合	翌営業日
振替できなかった場合	払込票によりお支払いいただきます
請求方法	Brain によりお知らせします

※領収書が必要な場合は、個別に法人本部までお申し出ください。

第11章 利用の開始・終了

1 利用の申込み

1号認定

1号認定の入園については、所定の申込み・面談等を経て、幼稚園が利用を決定します。

ただし、園児の安全な利用に支障を及ぼすおそれがあるなど、特別な事情がある場合には、受入れについて個別に判断することがあります。

2号認定

2号認定を希望する場合は、原則として、まず1号認定として本園への入園申込みを行います。

その後、保護者が居住する市町村に対して、2号認定の申請を行います。

2号認定を受けた場合は、保護者による本園への改めての手続きは不要です。認定結果を確認のうえ、幼稚園側で1号認定から2号認定へ利用区分を変更し、2号認定として入園いただきます。

新2号・新3号認定

新2号・新3号認定を希望する場合は、幼稚園を通じて、居住する市町村へ申請します。

申請方法や必要書類、提出時期等については、幼稚園からご案内します。

2 入園の決定

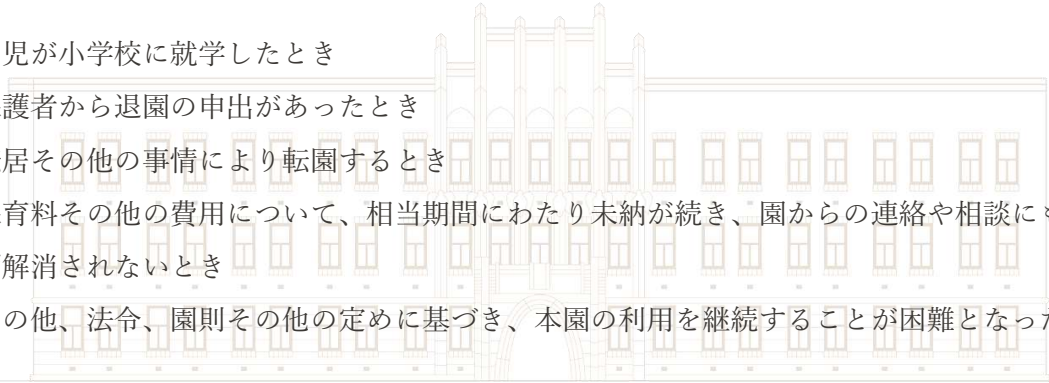
本園への入園は、所定の手続きを経て、入園時納付金の入金を確認した時点で決定します。

入園決定後、本冊子の内容について説明を受け、内容に同意のうえ、所定の「重要事項の説明に関する同意書 兼 入園届・誓約書」を幼稚園へ提出していただきます。

所定の期日までに必要書類の提出がない場合は、入園の決定を取り消すことがあります。

3 利用の終了

次のいずれかに該当する場合は、本園の利用を終了します。

- 
1. 園児が小学校に就学したとき
 2. 保護者から退園の申出があったとき
 3. 転居その他の事情により転園するとき
 4. 保育料その他の費用について、相当期間にわたり未納が続き、園からの連絡や相談にもかかわらず解消されないとき
 5. その他、法令、園則その他の定めに基づき、本園の利用を継続することが困難となったとき

※利用の終了にあたっては、園児の状況や事情を踏まえ、必要に応じて保護者と協議のうえ対応します。

第12章 健康診断

1 定期健康診断

本園では、園児の健康状態を把握し、健やかな園生活につなげるため、定期的に健康診断を実施します。

項 目	対 象	実施回数
内科検診	3～5 歳児	年 1 回
眼科検診	3～5 歳児	年 1 回
耳鼻咽喉科検診	3～5 歳児	年 1 回
歯科検診	3～5 歳児	年 1 回
尿検査	3～5 歳児	年 1 回
視力検査	3～5 歳児	年 1 回
聴力検査	5 歳児	年 1 回

※3 歳児・4 歳児の視力検査は、看護師が実施します。

2 2 歳児の健康管理

2 歳児については、園での定期健康診断は実施していません。

園生活中は、日々の健康観察や保護者との情報共有を行い、必要に応じて看護師等が対応します。

※健康診断の日程や実施方法については、年度ごとに園からお知らせします。

第13章 学校医・嘱託医

本園では、園児の健康管理や健康診断等について、学校医・嘱託医と連携しています。

区 分	医療機関・医師	所在地・連絡先
学校医	医療法人 田中医院 院長 近藤 明喜子 先生	大阪府四條畷市塚脇町 5 番 3 号 TEL 072-877-1078
嘱託医 (内科・耳鼻咽喉科・ 歯科健診)	医療法人 橘甲会	大阪府中央区内久宝寺町 3-4-1 TEL 06-6943-1306
嘱託医 (眼科健診)	井上眼科 院長 井上 元宏 先生	大阪府大東市氷野 1-8-26 TEL 072-806-7566

※健康診断や園児の健康管理にあたっては、必要に応じて各医療機関と連携します。

第14章 子ども同士の関わりへの取組

本園では、すべての園児が安心して園生活を送ることができるよう、子ども同士の関わりを丁寧に見守っています。

項目	本園の考え方
関係の変化に気づく	いじめかどうかの判断だけにとどまらず、特定の園児に言葉や行動が集中する、仲間に入りにくい状態が続くなどの「関係の偏り」を大切なサインとして捉えます。
早い段階で対応する	いじめと認定される前の段階から子ども同士の関係を見守り、必要に応じて早期に対応します。
園全体で共有する	教職員による観察、教職員間での情報共有、保護者との連携を大切にし、気になる様子がある場合は担任だけで判断せず、園として対応方針を検討します。

※詳細は「子どもの関わりに関する基本方針」をご確認ください。同方針は、幼稚園 WEB サイトおよび学校法人 四條畷学園の法人 WEB サイトに掲載しているほか、冊子でもご覧いただけます。

第15章 相談・要望・苦情窓口

本園では、園生活や教育・保育に関するご相談、ご要望、苦情等を受け付けています。

担 当	氏 名	連絡先等
苦情解決責任者	園長 長谷 秀揮	幼稚園直通：072-876-2420
苦情受付担当者	副教頭 小南 絵美	幼稚園直通：072-876-2420
第三者委員	杉浦 美佐子 様	連絡先はコードモンに掲載
第三者委員	谷口 昇治 様	連絡先はコードモンに掲載

相談・要望・苦情への対応

相談・要望・苦情等を受け付けた場合は、内容を確認し、適切な対応と改善に努めます。

また、必要に応じて内容を記録し、関係機関から報告を求められた場合には、必要な対応を行います。

※第三者委員の連絡先は、コードモンでご確認ください。

第16章 保険

本園では、園生活中の事故等に備え、損害賠償責任保険や災害共済給付制度等に参加しています。

1 損害賠償責任保険

園の管理上の事故や給食事故等により、法律上の損害賠償責任が生じた場合に備えています。

補償区分	主な補償額
対人賠償	1名1億円／1事故10億円
財物損害	1事故5億円
生産物賠償責任（給食事故等）	1事故5億円

保険会社：三井住友海上保険株式会社

2 災害共済給付制度

満 3 歳児以上の園児については、園の管理下でのけが等に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。

給付区分	主な給付内容・金額
医療費	療養に要する費用の額を基準に、原則として総額の 4/10 を給付
障害見舞金	4,000 万円～88 万円
死亡見舞金	3,000 万円
運動に起因する突然死	3,000 万円
運動に起因しない突然死	1,500 万円

※医療費の給付額には、所得区分等に応じた支給上限額があります。

3 2 歳児クラスの保険

2 歳児クラス「りす」は、満 3 歳の誕生日までと、満 3 歳となった後で加入する保険が異なります。

対象期間	加入する保険・共済制度	主な補償内容
満 3 歳の誕生日まで	スポーツ安全保険 A1	死亡 3,000 万円 後遺障害 最高 4,500 万円 入院 4,000 円／日（180 日限度） 通院 1,500 円／日（30 日限度） 突然死 180 万円
満 3 歳の誕生月の翌月から	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 F1	前記「2 災害共済給付制度」参照

※スポーツ安全保険 A1 には、賠償責任補償として 1 名 1 億円（上限 5 億円）があり、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も補償対象となります。

第17章 災害備蓄

本園では、大規模災害等により、園児がすぐに帰宅できない場合に備え、園内で一定期間安全に過ごすための備蓄品を整備しています。

区 分	主な備蓄品
飲料水	飲料水 3日分
食 料	乾パン・クラッカー・アルファ化米等 3日分
防寒用品	アルミブランケット
衛生用品	簡易トイレ、凝固剤、消臭剤、ゴミ袋等

※大規模災害発生時には、交通機関の停止や道路状況等により、保護者のお迎えまで時間を要する場合があります。そのため、本園では被災直後から72時間（3日間）程度、園内で待機することを想定して備蓄しています。

※備蓄食料は、食物アレルギーには対応していません。

第18章 緊急時の対応

教育・保育中に、園児のけがや体調の急変等があった場合は、園児の状態を確認し、必要に応じて応急対応を行います。

そのうえで、保護者または緊急連絡先へ速やかに連絡し、必要に応じて医療機関への受診や救急要請等の対応を行います。

関係機関	連絡先
四條畷警察署	072-875-1234
大東四條畷消防本部	072-872-2341
四條畷保健所	072-878-1021
大東市 福祉・子ども部 こども家庭室 保育幼稚園グループ	072-870-0474
大阪府 福祉部子ども室子育て支援課 認定こども園・保育グループ	06-6944-6678
大阪府教育庁 私学課 幼稚園振興グループ	06-6210-9273

第19章 非常災害対策

本園では、火災・地震・風水害その他の災害に備え、消防計画等に基づき、防災体制の整備と避難訓練を実施しています。

項 目	内 容
防火管理者	今里 有希
消防計画届出年月日	平成 30（2018）年 12 月 13 日
避難訓練	避難・消火を想定した訓練を年 2 回実施
防災設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、火災報知器
園内の避難場所	幼稚園園庭
緊急時の連絡手段	コドモン、電話、幼稚園 WEB サイト等

園外への避難が必要となった場合

区 分	避難先
指定避難所 第 1 順位	四條畷学園小学校体育館（大東市）
指定避難所 第 2 順位	四條畷学園高等学校体育館（四條畷市）
広域避難所	深北緑地（大東市）
洪水時	大東中央公園

※災害発生時は、園児の安全確保を最優先とし、状況に応じて避難・待機・保護者への連絡等を行います。

第20章 気象警報等発令時の対応

気象警報等が発令された場合は、園児の安全を最優先に、次の基準により開園・休園等を判断します。

1 対象地域・判断時点

項 目	内 容
対象地域	東部大阪
判断時点	午前7時

※東部大阪：大東市、四條畷市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、柏原市、門真市、東大阪市、交野市。

2 特別警報・暴風警報・暴風雪警報

午前7時時点の状況	対応
解除されている場合	開園
発令中の場合	休園

3 警戒レベル付き防災気象情報・避難情報

午前7時時点の状況	対応
警戒レベル3	開園
警戒レベル4・5	休園

※警戒レベル3の場合でも、園児の安全、通園経路、交通機関、職員体制等に支障がある場合は、登園時刻の変更、受入制限、家庭保育への協力依頼等を行う場合があります。

※自治体から大東市または四條畷市に避難情報が発令された場合も、園児の安全を最優先に、上記に準じて対応します。

※午前7時以降に状況が変化した場合は、園児の安全、通園経路、交通機関、職員体制等を確認し、必要に応じてコドモン等でお知らせします。

4 交通機関が運休した場合

JR 学研都市線が運休した場合も、原則として開園します。

ただし、京橋駅～松井山手駅間で運休（計画運休を含む）する場合や、ダイヤに大幅な乱れが生じた場合は、園児の安全や職員体制等を踏まえ、休園、登園時刻の変更その他の対応を行う場合があります。

5 地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、被害状況、交通機関、通園経路、園舎の安全性等を確認し、休園その他の対応を行う場合があります。

すでに園児が登園している場合は、園児の安全を確保したうえで、状況に応じて園内待機、避難、保護者への引渡し等を行います。

6 感染症が発生した場合

園内で感染症が発生した場合は、感染状況を確認のうえ、コドモンで保護者へ随時お知らせします。

原則として、感染症を理由とした学級閉鎖・学年閉鎖は行いません。園からお知らせする感染状況等を踏まえ、登園については各家庭でご判断ください。

ただし、感染状況、園児の安全確保、行政機関からの要請・指示等を踏まえ、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、休園その他の対応を行う場合があります。

第21章 送迎

本園では、公共交通機関を利用した集団登降園のほか、マイカー、自転車、徒歩による登降園に対応しています。

1 集団登降園

公共交通機関を利用して、教職員が園児の登降園を引率します。利用には事前の申込みが必要です。

利用交通機関	利用区間
JR 学研都市線	京橋駅～松井山手駅の各駅
近鉄バス（四条畷線）	東花園駅前～四条畷駅前の各バス停
京阪バス（大和田線）	大和田駅前～四条畷駅前の各バス停

※2歳児クラス「りす」は、満3歳の誕生月の翌月から利用できます。

※集団登降園には、別途「送迎協力費」が必要です。

※近鉄バス・京阪バスについては、利用状況等により将来見直す場合があります。

2 徒歩・自転車による登降園

徒歩・自転車による登降園も可能です。

自転車をご利用の場合は、園内の所定の駐輪場をご利用ください。

3 マイカーによる登降園

マイカーで送迎する場合は、南門自動車送迎場をご利用いただきます。送迎場には「ロータリー」と「停車場」があります。

ロータリー

ロータリーの利用には、事前の利用申込みが必要です。

区 分	利用時間
登園時	8:50～9:10
降園時	14:10～14:30
午前保育日の降園時	11:40～12:00

※利用時間内は教職員が園児の受渡しを行います。乗降後は、速やかに出庫してください。

駐車場

預かり保育利用時の送迎を基本として利用します。

それ以外の時間帯については、園児の体調不良等、やむを得ない場合に限り利用できます。

停車時間は原則として5分以内とし、利用後は速やかに出庫してください。

※ロータリーを含む南門自動車送迎場の利用にあたっては、「四條畷学園南門自動車送迎場利用要領」を

遵守してください。

※誘導員および教職員の指示に従ってください。

第22章 園とご家庭との連絡方法

本園では、園とご家庭との連絡、情報共有や各種手続きに、以下のサービスを利用しています。

サービス	主な用途
Brain（ブレイン）	登降園管理、預かり保育の申込み、園からの請求・納付金等に関する案内
コドモン	園からのお知らせ、各種連絡、資料配信、緊急連絡等

※日常の連絡や各種手続き、重要なお知らせは、原則としてこれらのサービスを通じて行います。

※保護者の方は、園からの連絡や各種手続きを確認できるよう、スマートフォン等で各サービスをご利用ください。

第23章 個人情報の取扱い

本園では、園児および保護者の個人情報について、「学校法人 四條畷学園 個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱います。規程は、学校法人 四條畷学園の法人 WEB サイトで公開しています。

1 個人情報の利用

園児・保護者の個人情報は、教育・保育の提供、園運営、各種手続き、連絡その他必要な業務の範囲内で利用します。

また、市町村が認定した世帯所得等に基づく保育料に関する情報については、給付・請求等の事務に必要な範囲で利用します。

2 行政機関への情報提供

大阪府、大東市その他の居住する市町村から、法令や制度に基づき名簿等の提出を求められた場合は、必要な範囲で個人情報を提供します。

主な提供情報は、園児の氏名・住所・生年月日、保護者の氏名・連絡先等です。

第24章 写真・動画の取扱い

本園では、園生活や行事の様子を保護者の皆さまと共有するため、写真・動画を撮影し、各種サービスを通じて提供することがあります。

1 コドモンによる写真共有・販売

コドモンを通じて、日々の保育や園生活の様子を写真でお知らせし、販売することがあります。

撮影は、**保育に支障のない範囲**で実施します。そのため、撮影の機会や写真の枚数等は、園児によって異なる場合があります。

2 プロカメラマンによる写真撮影・販売

行事等では、プロカメラマンが撮影した写真を、専用のWEBサービスを通じて販売することがあります。

3 動画の提供

日常の保育や行事等の様子を撮影した動画を、WEB上で提供することがあります。

動画の閲覧に必要なURLやパスワード等は、園児・保護者以外の第三者へ共有しないでください。

※本園は、ICTを活用した教育・保育における著作物利用のため、授業目的公衆送信補償金制度

（SARTRAS）に加入しています。

4 保護者が撮影した写真・動画の取扱い

参観、行事等で保護者の方が撮影した写真・動画には、他の園児や保護者、教職員等が写り込む場合があります。

個人のプライバシー保護のため、撮影した写真・動画を、SNS、動画共有サイト、ブログその他インターネット上に投稿・公開しないでください。

また、BeReal等、前面・背面カメラを利用してその場の様子を撮影・投稿するSNSアプリについては、意図しない範囲まで撮影されるおそれがあるため、園内および参観・行事等では使用しないでください。

写真・動画を第三者へ転送・共有する場合についても、他の園児等のプライバシーに十分ご配慮ください。



第25章 園へのご意見・ご要望

本園では、保護者の皆さまからのご意見・ご要望を、園運営や教育・保育の改善に生かしていくため、専用の投稿フォームを設けています。

園生活や教育・保育について、お気づきのことやご意見、ご要望等がありましたら、お寄せください。

投稿フォーム

[ここをクリックしてください。](#)



URL：<https://forms.gle/7iRh5RxMbZnqQ7M3A>



第26章 主な年間行事

月	主な行事
4月	進級式、入園式、個人懇談、大東市幼年消防クラブ認定証授与式
5月	春の遠足、防災訓練、給食試食会、PTA 総会、土曜日参観（全学年）
6月	親子ふれあいフェスティバル、交通安全教育、どろんこ遊び
7月	終業式、宿泊保育（5歳児）、体操指導参観（4歳児）
8月	夏期保育、始業式
9月	祖父母招待会、いきいきランチ、入園相談会、水泳指導参観（3・4・5歳児）
10月	秋の遠足（3・4歳児）、入園面談、JR 出張授業、英語指導参観（5歳児）、体操指導参観（2・3歳児）、秋まつり
11月	秋の遠足（5歳児）、避難訓練、個人懇談（希望者）、制服リサイクル、保育参観（全学年）
12月	いきいきランチ、クリスマス会、もちつき、終業式、入園相談会
1月	始業式、体操発表会
2月	豆まき、音楽発表会
3月	お別れ遠足、ふれあい参観（全学年）、おたのしみ会、卒園式、修了式

※行事の内容・時期は、年度により変更・中止・追加する場合があります。

※最新の日程は、コドモンまたは園だよりでお知らせします。

第27章 地域貢献

本園では、地域に開かれた園として、子育て中の親子が安心して集い、つながることのできる場づくりに取り組んでいます。

1 遊ぼう会（園庭開放）

未就園児とその保護者を対象に、園庭開放を実施しています。

親子で安心して過ごしていただくとともに、園の雰囲気や日常の様子を知っていただく機会としています。

2 つどいの広場

子育て中の保護者が、安心して話をしたり、交流したりできる場として実施しています。

必要に応じて、教職員や看護師が子育てに関する相談等にも対応します。

3 おやこ食堂（こども食堂）

地域の子育て家庭を対象に、親子で園の給食を囲みながら、食事を通じて安心して集い、つながることのできる場として実施します。

4 こども誰でも通園制度

2歳児を対象に、未就園児教室「ひよこ組」において実施します。

子どもが園で安心して過ごす時間を大切にしながら、子育て家庭を支える取組として実施します。

※各事業の対象、実施内容、開催日、申込方法等の詳細は、「0・1・2歳の親子がほっとできる場所

マタニティからつながる 地域子育て支援ガイド」をご確認ください。本冊子は、幼稚園 WEB サイトに掲載しているほか、幼稚園でも配布しています。

※傷害保険等への加入手続きのため、事前申込み制としています。

第28章 付加的な教育・保育の提供

本園では、通常の教育・保育に加えて、子どもたちの興味や発達を広げるため、専門講師等による指導を取り入れています。

1 正課として実施するもの

種 類	対 象	回 数	時 間	講師等
英語指導	5 歳児	週 1 回	20 分	ECC ジュニア
体操指導	2～5 歳児	2 歳児：37 回/年 以 外：28 回/年	30 分	コスモスポーツクラブ
音楽指導	2～5 歳児	週 1～2 回	20～30 分	四條畷学園音楽教室
造形表現	2 歳児	月 1 回	30 分	サクラクレパス
水泳指導	3～5 歳児	5～9 月・週 1 回	30 分	四條畷学園水泳教室

※正課として実施する指導について、別途の受講料は必要ありません。教育充実費を充当しています。

2 課外活動

教育時間終了後に、希望者を対象とした課外活動を実施しています。

課外活動は、希望者のみの任意参加で、別途費用が必要です。

実施している課外教室の種類、対象学年、曜日、時間、受講料、申込方法等の詳細は、幼稚園 WEB サイトおよび園だよりに掲載しています。

第29章 見守りカメラの設置

本園では、園児の安全確保と教育・保育の質の向上を目的として、すべての保育室に見守りカメラを設置し、常時撮影・録画を行っています。

1 設置目的

安全管理

園内で事故やトラブル等が発生した場合の事実確認や原因究明に活用し、迅速かつ適切な対応につなげます。

教育・保育の質の向上

録画映像を教職員の研修や保育の振り返りに活用し、教育・保育内容の改善に役立てます。

2 運用

見守りカメラの映像は、本園が定める「見守りカメラ運用規程」に基づき、適切に管理します。

録画映像は、設置目的の範囲内で利用し、園児、保護者および教職員のプライバシー保護に十分配慮します。

保存期間、閲覧権限その他の運用上必要な事項については、「見守りカメラ運用規程」に定めています。

※一部のカメラでは、音声が収録されない場合があります。

※見守りカメラとは別に、園庭、園舎出入口、廊下に監視カメラを設置しています。

園生活の手引き

令和 9（2027）年度

本冊子は、認定こども園 四條畷学園大学附属幼稚園の
重要事項説明書を兼ねています。

認定こども園 四條畷学園大学附属幼稚園

〒574-0001

大阪府大東市学園町 6 番 45 号

TEL：072-876-2420

FAX：072-876-3001

Mail：info@kg.shijonawate-gakuen.ac.jp

WEB：<https://kg.shijonawate-gakuen.ac.jp/>

発行：学校法人 四條畷学園

発行年月日：令和 8（2026）年 9 月 1 日





Since 1926

Narrative for the Next Century

学校法人 四條畷学園